

平成27年度

福島県環境影響評価審査会議事録

(平成27年4月24日)

1 会議の名称

平成27年度第1回福島県環境影響評価審査会

2 日時

平成27年4月24日（金） 午後2時30分開会 午後4時閉会

3 場所

ふくしま中町会館6階 特別会議室

4 議事

- (1) 福島県環境影響評価技術指針の一部改定について
- (2) (仮称)吾妻高原ウィンドファーム計画段階環境配慮書に対する知事意見に係る答申(案)について
- (3) その他

5 出席者等

- (1) 環境影響評価審査会 9名
- (2) 事務局 5名
- (3) 傍聴者
一般 5名、報道機関 1名

6 議事内容

(1) 福島県環境影響評価技術指針の一部改定について

事務局が作成した改定案について、資料に基づき説明を行い、審査会において国の主務省令等の改正の動向を見極めながら、適宜最終調整を行うことを条件に了承された。

なお、質疑応答は以下のとおり。

【委員】

別表第1の14の「最終処分場事業」のところで、「覆土材の運搬における車輛の運行」には○印が付いていますが、船舶については○印が付いていないようですが、○印の付け方の方針を教えてください。

【事務局】

これは、環境省の省令改正案について聞き取りした結果を参考にしております。環境省によれば、覆土にあたって、車輛の場合は現地の土砂を移動させる場合があるので○印を付けており、船舶の場合は外部の土砂を運搬するだけで、現地の土砂を巻き上げる等の影響が発生しないため、○印を付けておりません。改正省令が明らかになった時点で、再度確認します。

【委員】

それでは、26の「土石の採取事業」で「土石の運搬その他の車両の運行」に○印が付いていませんが、土石に沈着していることが想定されますから、その場

合、これまでの流れからすると○印を付けることになるのではないのでしょうか。

【事務局】

「土石の採取事業」につきましては、影響要因の区分「土石の採取」ではダイナマイトの使用等で土砂が飛散する場合があることなどを想定して○印を付けておりますが、これまでの考え方から、ご指摘のとおり「土石の運搬その他の車両の運行」のところにも○印を付けることが考えられます。今後の国の省令改正の状況も踏まえて対応します。

【委員】

この改定は避難指示区域が主に対象になるとのことですが、例えば、岩手県や宮城県でも放射性物質が降下したところがあると思いますが、そこは対象とならないのでしょうか。

【事務局】

国の環境影響評価技術ガイド（以下「技術ガイド」という。）を参考にしておりますが、国ではっきりと避難指示区域に限るとはしておらず、避難指示区域はひとつの目安だと考えております。避難指示区域であっても除染が進んで空間線量率が低くなっている場所には、適用されないところもあり、基本的にひとつの目安として考えております。県内でも空間線量率が高いところで対象事業を行うのであれば、適用されることもあると考えております。

【委員】

改定(案)の4ページの(7)に「・・・放射線の量を把握できること。」と書いてありますが、その上では「環境影響の程度を把握できること。」と書いてあります。上の項目になれば、単に放射線の量を測るだけでなく環境影響の程度を把握できる程度までしなければならないのかと思いますがどうでしょうか。

また、別表第2の環境要素の区分「一般環境中の放射性物質」の調査の手法(5)「調査期間等」で「・・・放射性核種の濃度の変動状況等を踏まえて環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期」と書いてありますが、放射線の量を測るだけでなく、人、動物や生態系への影響を予測する程度までを今回の改定で行うことになるのか、という点はどうか。

【事務局】

「放射線の量」という表現は分かりにくいと思いますが、別表第1参考項目の備考の12で、「この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものという。」と解説しております。また、技術ガイドの7ページ「1.3 放射性物質による環境の汚染の把握の方法」で、「基本的には空間線量率等で把握することが考えられるが、事業特性に応じて放射能濃度で適切に把握することも考えられる。」と書いておりますが、ここの「等」で放射性物質の濃度も読

み込むこととしています。なお、技術ガイド27ページの「2. 1. 3 計画段階の予測・評価手法」のところに、比較イメージが出ておりますが、例えばA案、B案、C案により放射線の量がどのようになるのかを比較することが想定されております。技術ガイドに準じた取り扱いをしたいと考えています。

【委員】

人、動物や生態系に対する影響については、ある程度の閾値があると思いますが、まず、放射線を測って、ある一定程度を越えると人や動物への影響があると考え、その閾値以上にならないように工事の規模や内容を検討することになるのだと思います。従って、逐一動物等への放射線の影響を評価するようなことは大変なのでやらないと思いますが、この点はどうか。

【事務局】

閾値は難しい問題ですので、工事の前後でどのような変化があるかとの視点で評価する考え方があります。今後、具体的な事案が出た場合はご相談して参りたいと思います。

【委員】

昨日ラジオで栃木県のオオタカの繁殖率が下がっているのは、放射線の影響ではないかとの報道がありました。真偽のほどは分かりませんが、今後そのようなことにも関係してくるのではないかとと思われるので、情報提供をさせていただきます。

ところで、別表第1の14の「最終処分場設置事業」には、中間貯蔵施設は含まれないのでしょうか。

【事務局】

はい、別表第1の14の「最終処分場設置事業」は一般的な最終処分場を対象としていますので、含んでおりません。

【委員】

中間貯蔵施設は、別表1の参考項目に挙げられた事業の中で、どれに該当するのでしょうか。

【事務局】

22の「宅地造成事業」に該当します。県条例では、施設を作るための土地造成工事をほぼ網羅しております。大熊町・双葉町に設置されます中間貯蔵施設については、昨年度、復旧事業に係る適用除外事業として審議していただいております。

【議長】

だいたいこの辺で、御意見、御質問等は出尽くしたのではないのでしょうか。

所管省庁の動きがあるために項目選定が確定していないようですが、今後事例も出て来るでしょうから、それも含めて事務局で適正に判断して、後で項目を追

加するということによろしいでしょうか。

【専門委員】

いま話題に出ている中間貯蔵施設については、先日の審査会で条例の適用除外審査を行っているから、今回の技術指針の改定の対象から除かれると理解しましたが、そういうことで良いでしょうか。

【事務局】

大熊町・双葉町に設置される中間貯蔵施設につきましては、福島県環境影響評価条例第49条の適用除外規定により県環境影響評価条例の対象外となっております。

また、技術指針の改定の対象は、6月1日以降の新設事業のため、既存の施設は対象となりません。

【専門委員】

中間貯蔵施設は、供用中に原子力発電所由来の放射性物質により汚染されたものを取り扱うことになるので、今後、国の動きも踏まえて、県も考えておいていただきたい。

【事務局】

中間貯蔵施設については、県環境影響評価条例ではなく、放射性物質汚染対処特措法（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第110号））で対応されるものと考えております。

【専門委員】

放射性物質汚染対処特措法で懸念されるのは、焼却施設を設置するような場合、特別措置法できちんとカバーされているかどうかです。県としてもしっかり確認して行くべきです。

【事務局】

中間貯蔵施設については、県庁内担当部署として中間貯蔵対策室が担当しており、条例適用除外にあたっては、計画の確定に伴い、環境への影響を継続して調査するという条件をつけておりますので、今後、連携して確認して参ります。

【専門委員】

環境省でも検討していることとは思いますが、項目選定に反映させるかしないかを検討していただきたいことがあります。別表第1の3の「ダム事業」、5の「湖沼水位調節事業」などについて、農地などでの水の利用の際に、濁水が発生した場合について検討を行っていただきたい。

【事務局】

分かりました。

【専門委員】

15の「焼却施設設置事業」についても同じような点が出て来ると思いますが、放射性物質汚染対処特措法で読むのかどうか法体系は承知していませんが、既に飯舘村などで廃棄物焼却施設を作っているの、項目選定で規定する必要があるかどうかを検討しておく必要があります。

それから、資料の調査の手法のところを検討していただきたい点があります。「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメータ等による分析の方法による情報」と書いてありますが、いま特に問題にされているのはセシウムですが、今後警戒区域に入るとガンマ線を出さない核種も存在しますので、それに対する検討も必要になることを考えておいていただきたい。

【議長】

井上専門委員より貴重なコメントをいただいたので、事務局でうまくまとめていただくようお願いします。他にご意見等はございませんでしょうか。須藤専門委員はいかがでしょう。

【専門委員】

追加事項ではないですが、中間貯蔵施設については放射性物質汚染対処特措法で対応されるといわれますが、アセスまでとは言いませんが、本来ここで審議する以上の厳しさを、評価を行わなければならないと思います。大丈夫とは思いますが、水、大気には境目がないので、どこから外部へ影響するのか分からないので、連携して対応しないといけません。そこからの曝露が大きいと思うので、注意が必要と思います。適用除外案件も審査会で審議しましたので、責任がありますので、是非お願いしたいです。

【議長】

いま御指摘のあったことは、極めて大事なことだと思います。大気、河川や湖沼などには境目がないので、どのような物質がどのように影響するのかが極めて重要ですので、その点を含めて必要な点は厳しい評価をしていきませんと環境が悪化していくので、それを防ぐためにもしっかり対応していただきたいです。

委員の皆様の意見を踏まえて、事務局で適正な形で環境影響評価を推進できるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

(2) (仮称) 吾妻高原ウィンドファーム計画段階環境配慮書に対する知事意見に係る答申(案)について

各環境影響評価審査会委員や各環境影響評価庁内連絡会議構成員等から収集した意見を踏まえて作成した知事意見に係る答申案について、資料に基づき事

務局から説明し、審査会において了承された。

なお、質疑応答は以下のとおり。

【委員】

資料3（事務局の見解）の16ページに、牧草地は第1種農地であると書いてありますが、最近の情報によれば、第1種農地でも新エネルギー利用のためには利用できるというようなことも耳にしているのですが、県でもこのような情報は把握されているでしょうか。

【事務局】

特に掘んでおりません。

【委員】

それが駄目ならば、森林に設置することになると思いますが、第1種農地でも設置が可能であれば、掘削する土地も減ると思われれます。県でも、そのような情報を収集して、事業者を指導するようにした方が良いと思います。

【事務局】

この点につきましては、今後調査したいと思います。

【議長】

この議題については、前回の審査会での議論も含め、だいたい審議を尽くしたように思います。

資料3の内容は、良くまとめられているように思います。この案件について、私が以前に提起したことにつきましても、15ページの方に良く書かれております。

事務局には、事業者によく言ってもらって、良い事業を実現していただくようお願いしたいと思います。

【事務局】

バードストライクについて、庁内の議論で出されましたので御意見を申し上げます。

【委員】

問題が考えられるのは、希少猛禽類、その他の希少鳥類や希少蝙蝠類ですが、いずれも調査をして結果が出るものです。ですので、現段階ではコメント不要だと思います。

【議長】

既に、バードストライクやバッドストライクについては知見が蓄積されています。由井委員、そう言うことでよろしいですね。

【由井委員】

はい。

【議長】

それでは、この議題につきましては、事務局案を了承するというところでよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

(3) その他

環境影響評価に係る今後の予定等について、事務局から説明した。